

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されるところ、同年2月26日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった。

これにより、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条に規定されている「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪」である、児童福祉法第62条の3が第62条の4に条ずれすることとなった。

そのため、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準改定（条ずれの修正）を行ったもの。

2 対象となる処分基準

- （1）インターネット異性紹介事業の停止命令（第14条第1項）
- （2）インターネット異性紹介事業の停止命令（第15条第2項第2号）

3 施行日

令和6年5月8日